

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 28 日 (火) 第 399 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (※) (子育て支援課取扱い) 1
- 鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (港湾空港課取扱い) 1

規 則

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 9 号

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 の 見 出 し 中 「 等 」 を 削 り ， 同 条 第 2 項 を 削 る 。

第 4 条 を 次の よう に 改 め る 。

第 4 条 削 除

別表第 1 の 1 (2) 中 「平成20年厚生労働省告示第141号」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に改め，同表の 5 中(10)を(11)とし，(9)を(10)とし，(8)の次に次のように加える。

(9) 認定こども園の職員は，当該認定こども園の子どもに対し，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

別記第 2 号 様 式 を 次の よう に 改 め る 。

第 2 号 様 式 削 除

附 則

この規則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 3 条 及び 第 4 条 の 改 正 規 定 ， 別 表 第 1 の 1 (2) の 改 正 規 定 並 び に 別 記 第 2 号 様 式 の 改 正 規 定 は ， 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第10号

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則（平成12年鹿児島県規則第115号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「第50条第1項」を「第48条の3第1項」に，「第50条の2」を「第48

条の4」に改め、同条第2項中「第50条の2第1項第1号」を「第48条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。